

【資料2 上越地域10市町村任意合併協議会関連資料】

上越地域10市町村任意合併協議会規約

(目的)

第1条 本会は、上越市、牧村、清里村、三和村、名立町、板倉町、浦川原村、大島村、安塚町及び中郷村（以下「10市町村」という。）が、市町村合併を含む広域的な新しい行政執行体制の整備や自主自立のまちづくりについて協議することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上越地域10市町村任意合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 10市町村の広域的なまちづくりの将来構想に関する事項
- (2) 10市町村の広域的な行政制度及び行政サービスの提供に関する事項
- (3) 協議会の予算及び決算に関する事項
- (4) その他市町村合併に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 10市町村の長及び助役
- (2) 10市町村の議会の議長及びそれぞれの議会の選出する議員2名
- (3) 10市町村の住民及び関係団体の代表者
- (4) 学識経験者その他の者で10市町村の長が協議により必要と認めるもの

(役員の設定等)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長 9人
 - (3) 監事 2人
- 2 役員は、協議会を組織する者（以下「委員」という。）の互選により定める。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定める。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議等)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示し、会議の招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 協議会は、検討に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第8条 特定事項を調査研究するため、協議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第9条 会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、及び調整するため、幹事会に専門部会を置く。

- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に置く職員は、10市町村の長が協議により定める。

- 3 前項に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の経費は、10市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、準備会が解散した場合の会計年度は、解散の日に終わるものとする。この場合において、当該年度の会計決算は、会長の職にあった者が行い、委員であった者に報告するものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成13年10月16日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の属する会計年度は、第12条第1項の規定にかかわらず、施行日から平成14年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月30日から施行する。

行政制度及びサービスの調整方針案

平成 14 年 10 月 4 日

上越地域 10 市町村任意合併協議会

「上越地域の 10 市町村の行政制度及びサービスの調整方針案」について

この資料は、上越地域 10 市町村任意合併協議会を構成する 10 市町村が仮に合併した場合の行政制度及びサービスについて、住民生活に密接に関係するものを抽出し、そのあり方を住民にお示しするための「行政制度及びサービスの調整方針案」です。

したがって、合併後の実際の行政制度及びサービスを示すものではありません。(実際の調整は法定合併協議会で行います。)

この「行政制度及びサービスの調整方針案」は、現在各市町村が行っている行政制度及びサービスの中から人口 17 万人の新市として、厳しい財政状況の中でより効率的な行財政運営を行い、多様化する行政ニーズに対応し、将来にわたり安定した行政サービスを行っていくために、より現実的で実行可能なものを検討しその方向性を示したものです。

また、住民への影響を考え可能な限り激変緩和措置（一定の期間を設定し、その間はこれまでの各市町村の制度を個別に運用する方法）を取り入れました。

なお、一定期間とは合併特例法に規定されている税の不均一課税を認められている 5 年以内としています。

任意合併協議会としては、大枠の調整方針案を示すことに留め、住民説明の際は、その項目や現行サービスとの比較方法などは、各市町村が独自の方法で行うものとします。

基 本 項 目

- 「合併の方式」は上越市への編入合併とします。
- 「合併の期日」は平成 17 年 1 月 1 日とします。
- 「新市の事務所の位置」は上越市役所（本庁）とし、現在の各町村に支所を置きます。
- 「議員の任期及び定数」に関して特例措置を採用します。その際、定数特例または在任特例のいずれを選択するかは法定協議会において決定します。また、一般選挙の方法（選挙区の設定）については新市の議会において決定されます。

行政制度及びサービスの調整方針案

1. 調整の必要なし（55項目）

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
消防・防災	1	・消防車輛関係の所管	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		54～55
消防・防災	2	・交通安全推進団体への補助金	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし		56～57
消防・防災	3	・防災行政無線	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		58～59
住民活動	4	・市町村勢要覧の作成	合併後、新市が引き続き作成するため調整の必要なし		64～65
住民活動	5	・広報ホームページ運用	合併後、新市が引き続き運用するため調整の必要なし		64～65
住民活動	6	・バス路線運行対策事業	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし		72～73
住民活動	7	・友好姉妹都市との関係	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし		72～73
財政・税務	8	・個人市町村民税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		76～77
財政・税務	9	・法人市町村民税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		78～79
財政・税務	10	・法人市町村民税納期	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		78～79
財政・税務	11	・固定資産税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		80～81
財政・税務	12	・固定資産税税率	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		80～81
財政・税務	13	・都市計画税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		82
財政・税務	14	・都市計画税課税標準税率	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		82
財政・税務	15	・都市計画税納期	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		82
財政・税務	16	・入湯税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		83
国民健康保険	17	・高額療養費受領委任払制度	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし		96～97
福祉	18	・民生委員、児童委員定数	法令等の規定により定められているため調整の必要なし		106～107
福祉	19	・社会福祉協議会	法令等の規定により定められているため調整の必要なし		108～109
福祉	20	・社会福祉協議会費	社会福祉協議会が決定するため調整の必要なし		110～111
福祉	21	・生活保護級地区分	法令等の規定により定められているため調整の必要なし		113～114
福祉	22	・生活保護基準	法令等の規定により定められているため調整の必要なし		113～114
福祉	23	・生活保護内容	法令等の規定により定められているため調整の必要なし		113～114
福祉	24	・自動車改造費助成	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし		118～119
福祉	25	・障害者住宅改修費助成	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし		120～121
福祉	26	・特別障害児福祉手当	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし		122～123
福祉	27	・在宅重度重複障害者介護見舞金	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし		122～123
福祉	28	・介護保険料	法令等に基づき実施しているため調整の必要なし（平成17年度の料金改正まで現行どおり）	平成18年度から統一する	124～125
福祉	29	・介護保険指定業者	合併後、新市が指定業者として引き継ぐため調整の必要なし		124～125
福祉	30	・介護保険施設	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		124～125
福祉	31	・各種老人ホーム	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		126～127
福祉	32	・ケアハウス	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		126～127
福祉	33	・ディサービスセンター	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		126～127
福祉	34	・高齢者生活福祉センター	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		126～127
医療	35	・医療センター、診療所の運営	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		164～165
生活環境	36	・ごみ収集体制	現行どおりの体制（業者委託）で実施するため調整の必要なし		168～169

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
生活環境	37	・し尿収集体制	現行どおりの体制（業者委託）で実施するため調整の必要なし		178～179
生活環境	38	・緑化補助事業	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし		184～185
経 済	39	・企業工業団地	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		201～204
経 済	40	・各種観光イベントの取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		219～222
経 済	41	・主な観光施設の管理運営	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		225～226
経 済	42	・農業農村整備事業	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		241～242
建 設	43	・道路の除雪	現行どおりの体制で実施するため調整の必要なし		265～266
建 設	44	・道路整備計画	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		259～260
建 設	45	・河川・橋梁整備計画	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		261～262
建 設	46	・市町村営住宅の料金、整備計画	料金は現行どおり継続し、計画は新市に引き継がれるため調整の必要なし		279～280
建 設	47	・住宅団地の造成事業	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		279～280
教育・文化	48	・小学校給食状況	現行どおりの体制で実施するため調整の必要なし		295～296
教育・文化	49	・中学校給食状況	現行どおりの体制で実施するため調整の必要なし		297～298
教育・文化	50	・社会教育施設の管理運営の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		301～308
教育・文化	51	・体育施設の管理運営の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		313～330
教育・文化	52	・国、県、市町村の指定文化財の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		334～335
教育・文化	53	・埋蔵文化財の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし		336～337
教育・文化	54	・定通教育振興会上越中央支部負担金制度	各市町村同様の制度で実施しているため調整の必要なし		338～339
水 道	55	・水道供給区域	現行どおり実施するため調整の必要なし		353～354

2. 特定の市町村の制度に調整（統一）する（154項目）

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
議 会	1	・ 議会報の発行	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		28～29
議 会	2	・ 議会ホームページ運用	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		28～29
消防・防災	3	・ 消防団の体制	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		54～55
消防・防災	4	・ 消防団員報酬、費用弁償	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		54～55
消防・防災	5	・ 街灯設置及び管理	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		56～57
住民活動	6	・ 自治会・町内会委託事務、委託料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		60～61
住民活動	7	・ 町内会への各種助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		62～63
住民活動	8	・ 広報紙（誌）等の発行	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		64～65
住民活動	9	・ テレビ、ラジオ放送等の活用	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		64～65
住民活動	10	・ 広聴活動	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		66～67
住民活動	11	・ 情報公開制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		68～69
住民活動	12	・ 各種相談事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		70～71
住民活動	13	・ 危機管理会議	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		72～73
住民活動	14	・ 結婚、後継者対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		74～75
住民活動	15	・ 同和対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		74～75
財政・税務	16	・ 個人市町村民税税率	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		76～77
財政・税務	17	・ 個人市町村民税納期	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		76～77
財政・税務	18	・ 法人市町村民税税率	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		78～79
財政・税務	19	・ 固定資産税納期	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		80～81
財政・税務	20	・ 入湯税税率	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		83
財政・税務	21	・ 督促手数料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		85
国民健康保険	22	・ 国民健康保険料（税）納期	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		88～91
国民健康保険	23	・ 国民健康保険料（税）賦課期日	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		88～91
国民健康保険	24	・ 人間ドック受診費用助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		98～99
手数料	25	・ 手数料戸籍税務関係	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		102～103
手数料	26	・ 手数料土地建物財産関係	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		102～103
手数料	27	・ 手数料農地関係	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		102～103
福 祉	28	・ 福祉事務所の取扱い	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		104～105
福 祉	29	・ 民生委員、児童委員活動報償金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		106～107
福 祉	30	・ 民生委員、児童委員各種団体補助事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		106～107
福 祉	31	・ 身障者ホームヘルプサービス事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		110～111
福 祉	32	・ 身障者ディサービス事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		110～111
福 祉	33	・ 身障者短期入所事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		110～111
福 祉	34	・ 心身障害児ホームヘルプ事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		110～111
福 祉	35	・ 補装具・日常生活用具自己負担額助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		118～119
福 祉	36	・ 障害者タクシー利用助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		118～119
福 祉	37	・ 障害者自動車燃料費助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		118～119

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
福祉	38	・介護者用自動車改造費助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		118～119
福祉	39	・訪問入浴サービス事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		120～121
福祉	40	・福祉バス運行事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		120～121
福祉	41	・障害者住宅整備資金の貸付	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		120～121
福祉	42	・障害者住宅リフォーム助成事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		120～121
福祉	43	・障害者在宅介護手当	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		122～123
福祉	44	・介護保険認定審査会	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		124～125
福祉	45	・生きがい対策事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		128～129
福祉	46	・一人暮らし対策	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		128～135
福祉	47	・寝たきり・痴呆対策	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		128～135
福祉	48	・高齢者福祉各種補助・助成事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		128～135
福祉	49	・健康診査の料金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		136～137
福祉	50	・健康相談、健康教育	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		138～139
福祉	51	・保健関係訪問指導	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		138～139
福祉	52	・機能訓練関係	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		138～139
福祉	53	・歯科検診	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		138～139
福祉	54	・保健師活動	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		138～139
福祉	55	・栄養指導事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		140～141
福祉	56	・精神保健事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		140～141
福祉	57	・難病対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		140～141
福祉	58	・保健関係組織育成	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		142～143
福祉	59	・保育料	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		146～147
福祉	60	・保育料軽減措置	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		148～149
福祉	61	・保育時間	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		149～149
福祉	62	・その他保育	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		148～149
福祉	63	・児童福祉事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		152～155
福祉	64	・母子福祉事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		157
福祉	65	・母子寡婦福祉資金制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		156～157
福祉	66	・母子保健事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		158～159
生活環境	67	・ごみ収集方式	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		168～169
生活環境	68	・ごみ分別品目	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		168～169
生活環境	69	・ごみ収集回数	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		168～169
生活環境	70	・ごみ処理の有料化（指定袋等）	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		168～169
生活環境	71	・ごみ処理年間委託料等	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		174～175
生活環境	72	・有価物集団回収事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		176～177
生活環境	73	・ごみ集積施設設置費補助	合併時から清里市の制度に調整（統一）する		176～177
生活環境	74	・電動生ゴミ処理機、処理容器購入費補助	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		176～177
生活環境	75	・資源物常時回収ステーション、リサイクル推進店の取扱い	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		176～177

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
生活環境	76	・環境に関する各種推進員制度	合併時から三和村の制度に調整（統一）する		176～177
生活環境	77	・環境巡視制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		176～177
生活環境	78	・し尿処理委託料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		178～179
生活環境	79	・し尿処理手数料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		178～179
生活環境	80	・し尿処理衛生券売さばき手数料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		178～179
生活環境	81	・合併浄化槽設置補助制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	実施、計画中のものは当分の間現行どおり	180～181
生活環境	82	・雨水利用促進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～185
生活環境	83	・こどもエコクラブ活動支援事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	84	・美しいまちづくり環境モニター事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	85	・住宅用太陽光発電システム導入推進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	86	・低公害車導入促進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	87	・廃食用油再生燃料化事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	88	・大気汚染対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	89	・騒音振動対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	90	・地盤沈下対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	91	・水質汚濁対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	92	・環境情報センター事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	93	・ISO推進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
生活環境	94	・地球環境学校推進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		184～187
経済	95	・商業各種補助制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		191～194
経済	96	・商業各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		195～196
経済	97	・商業資金融資制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		197～198
経済	98	・中小企業活性化支援事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		205～208
経済	99	・企業立地支援事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	既設のものは当分の間現行どおり	205～208
経済	100	・工業振興に係る人材育成事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		207～208
経済	101	・雇用促進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		209～210
経済	102	・雇用促進に係る各種表彰制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		209～210
経済	103	・勤労者貸付、補助金制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		211～212
経済	104	・観光宣伝事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		223～224
経済	105	・観光誘客開発事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		223～224
経済	106	・観光啓発事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		223～224
経済	107	・農業構造の改善事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		235～236
経済	108	・稲作振興・生産調整関係事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		237～238
経済	109	・園芸振興事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		232～233
経済	110	・畜産振興事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		237～238
経済	111	・中山間地域振興事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		237～238
経済	112	・農村集落排水使用料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		243～246
経済	113	・農村集落排水検針形態	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		243～246

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
経済	114	・農村集落排水徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		243～246
経済	115	・農村集落排水汚水排水量の認定	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		243～246
経済	116	・農村集落排水分担金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	実施、計画中のものは当分の間現行どおり	243～246
経済	117	・農村集落排水設備設置融資制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		243～246
経済	118	・林業各種防除事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		248
経済	119	・森林関係団体補助金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		249～250
経済	120	・水産振興事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		252～253
建設	121	・道路の維持管理	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		265～266
建設	122	・私道整備事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		267～268
建設	123	・公園管理、整備等に関する助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	市町村管理の公園は新市に引き継ぐ	271～272
建設	124	・都市景観形成事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		273～274
建設	125	・持ち家住宅、克雪住宅低利建築資金貸付制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		281～282
建設	126	・下水道使用料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		285～286
建設	127	・下水道使用料徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		285～286
建設	128	・下水道汚水排水量の認定	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		285～286
建設	129	・下水道事業受益者負担金対象者	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		287～288
建設	130	・下水道受益者負担金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	実施、計画中のものは当分の間現行どおり	287～288
建設	131	・下水道事業受益者負担金の徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		287～288
建設	132	・下水道排水設備資金融資制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		291～292
教育・文化	133	・小学校給食費	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		295～296
教育・文化	134	・中学校給食費	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		297～298
教育・文化	135	・図書館の管理運営の取扱い	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		309～310
教育・文化	136	・私立高等学校就学費補助制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		338～339
教育・文化	137	・私立高等学校運営費補助制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		338～339
教育・文化	138	・幼稚園関係の補助制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		340
教育・文化	139	・小学校関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		341～342
教育・文化	140	・中学校関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		343～344
教育・文化	141	・市町村奨学金貸付制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		345～346
教育・文化	142	・青少年関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		345～346
教育・文化	143	・文化財関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		347～348
教育・文化	144	・文化・スポーツ関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		347～348
教育・文化	145	・ボランティア関係各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		349～350
教育・文化	146	・男女共同参画関係各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		349～350
教育・文化	147	・国際交流関係各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		349～350
まちづくり	148	・まちづくりコーディネーター事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		351～352
まちづくり	149	・地域づくり、まちづくり支援事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		351～352
水道	150	・水道料金の徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		357～358

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
水道	151	・水道料金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		359～362
水道	152	・水道加入金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する		363～364
水道	153	・水道工事検査手数料	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		365～366
集会施設等	154	・集会施設の管理運営の取扱い	段階的に上越市の制度に調整（統一）する		347～380

3. 新制度・新基準の創設（7項目）

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
財政・税務	1	・入湯税課税免除	新基準を創設し合併時から適用する		83
国民健康保険	2	・国民健康保険料（税）率、限度額	新制度を創設し合併時から適用する		88～91
国民健康保険	3	・国民健康保険軽減割合	新制度を創設し合併時から適用する		88～91
国民健康保険	4	・国民健康保険給付内容	新制度を創設し合併時から適用する		92～93
福祉	5	・保育園通園バス制度（通園費助成）	当分の間は現行どおりとし、その後新たな基準を設ける		150～151
建設	6	・市町村道認定基準	上越市の制度に統一したうえで、地域の実情を加味した新基準を追加する（合併時から）		263～264
教育・文化	7	・小中学生通学制度（スクールバス、通学費補助費）	当分の間は現行どおりとし、その後新たな基準を設ける		341～342

4. 合併後に廃止（2項目）

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
消防・防災	1	・消防団員の定年規定	合併時に定年規定を廃止する		54～55
国民健康保険	2	・各種検診助成制度	合併時に助成制度を廃止する		98～101

5. 合併前から調整を図り、合併時点から実施する（1項目）

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
福祉	1	・社会福祉協議会実施事業、委託事業	合併前から協議会同士で調整し、合併時点から統一して実施する		108～109

6. 法定協議会設置後に調整する（10項目）

大項目	No.	細目	調整方針案	備考	行政内容調査表対応頁
農業委員会	1	・農業委員の任期及び定数	法定協議会で協議し調整する		30～31
行政組織機構	2	・行政組織機構の取扱い	法定協議会で協議し調整する		32～33
行政組織機構	3	・三役の身分の取扱い	法定協議会で協議し調整する		34～35
行政組織機構	4	・その他特別職の身分の取扱い	法定協議会で協議し調整する		36～37
行政組織機構	5	・行政委員会の取扱い	法定協議会で協議し調整する		38～41
行政組織機構	6	・一般職員の身分	法定協議会で協議し調整する		42～43
行政組織機構	7	・職階制の取扱い	法定協議会で協議し調整する		42～43
行政組織機構	8	・一般職員の給料、手当	法定協議会で協議し調整する		44～45
一部事務組合	9	・各一部事務組合等の加入、脱退等	法定協議会で協議し調整する		46～49
商業 教育・文化	10	・各種団体への補助金	法定協議会で協議し調整する		—